

厚生労働省
群馬労働局発表
平成29年8月29日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 佐藤 寿
課長補佐 大友 隆
産業安全専門官 塩野 泉
(電話) 027-896-4736

平成29年(1月～7月)の労働災害発生状況

－ 死傷者数 1,052 人・死亡者数 7 人 －

1 労働災害の発生状況 (参考資料:「労働者死傷病報告受理件数表」「平成29年死亡災害事例」)

群馬労働局管内における平成29年の労働災害による休業4日以上¹の死傷者数は、1月から7月までの累計で1,052人、そのうち死亡者数は7人となっています。

【昨年同期に比較した特徴】

- ・ 死傷者数は202人減少(昨年同期の1,254人より16.1%減少)
- ・ 死亡者数は1人減少(昨年同期は8人)
- ・ 死傷者のうち経験年数3年以内の労働者が²45.0% (平成28年(1月～12月)47.4%)
- ・ 事故の型別では「転倒災害」が170人減少(昨年同期の392人より43.4%減少)
- ・ 業種別では製造業で死傷者数が87人減少(昨年同期の411人より21.2%減少)
- ・ 熱中症による災害4人(昨年同期4人)

2 労働災害の防止に向けた取組

9月の主な取組

【建設業労働災害防止推進月間】(9/1～9/30)

- ・ 群馬県下一斉に各種取組みを展開し、建設業における労働災害の減少を図ります。(参考資料:「群馬労働局長メッセージ」「平成29年度建設業労働災害防止推進月間実施要綱」)
- ・ 豪雨、台風等の影響による災害復旧工事に関し、土砂崩壊、土石流等による災害の防止対策の徹底について関係団体へ要請しました。

(参考資料:「災害復旧工事等における安全対策の確保について(要請)」)

【全国労働衛生週間準備期間】(9/1～9/30)

- ・ 全国労働衛生週間(10/1から10/7)の周知広報を実施し、労働衛生意識の高揚を図ります。
- ・ 熱中症を予防するため、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を9月まで展開しています。
- ・ 9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、定期健康診断及び事後措置等の実施徹底のため、重点的な指導、周知等に取組みます。

平成29年 労働者死傷病報告受理件数表

平成29年7月末現在
群馬労働局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製造業		51	116	20	98	17	21	1	324	411	-87
	食料品製造業	15	45	4	20	6	7	1	98	119	-21
鉱業			2					1	3	2	1
建設業		31	31	10	22	8	4	5	111	114	-3
	木造家屋等建築工事	8	9	3	2				22	16	6
交通運輸・貨物取扱業		28	80	7	36	2	3	3	159	183	-24
	道路貨物運送業	20	71	6	34	1	3	3	138	148	-10
林業		1	1	8		1	1	3	19	13	6
上記以外の事業		121	163	25	67	28	12	20	436	531	-95
	卸売業・小売業	43	49	9	14	7	6	1	129	176	-47
	通信業	9	10	1	4	2		2	28	39	-11
	医療保健業・ 社会福祉施設	23	32	7	12	5	3	3	85	93	-8
	旅館・ホテル業	1	3			2		4	10	17	-7
計		236	393	70	223	56	41	33	1,052	1,254	-202
前年同期		262	507	76	264	47	62	36	1,254		
増減		-26	-114	-6	-41	9	-21	-3	-202		

災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
転倒災害	45	82	18	52	14	6	5	222	392	-170
食料品加工用機械災害	4	4	1	2				11	19	-8
建設機械災害	3	6		5			1	15	12	3
クレーン・玉掛災害	7	7		5				19	21	-2
外国人の災害	7	25	1	18		1		52	61	-9
公共工事の災害	3	4		2	3		2	14	25	-11
交通労働災害	19	26	2	14	3	5	1	70	71	-1
荷主先災害	10	47	4	6		3	3	73	71	2

- 注1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。
 2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。
 3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

平成29年死亡災害事例（建設業以外）

平成29年7月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	1月 11時頃 4人	60歳代 男 作業員	太陽光発電設備設置のための造成工事現場において、立木の伐採作業に従事していた被災者が、胸高直径約30cmの伐倒木の下敷きになっているのを発見された。	その他の林業	崩壊・倒壊	立木等
2	1月 15時頃 4人	50歳代 男 運転手	軽四貨物トラックを運転していた被災者が、対向車線のセンターラインオーバーの大型トラックと正面衝突した。	一般貨物運送業	交通事故（道路）	トラック
3	2月 9時頃 28人	40歳代 男 修理工	自動販売機の修理のため、社用車のバンを運転し首都高速を走行中、前のトラックに視界を遮られ右側に車線変更したところ、すぐ右横にトラックが故障で停止しており、そのまま激突した。	機械修理業	交通事故（道路）	トラック
4	2月 8時頃 28人	60歳代 男 作業者	午前7時頃からゴルフ場内の落葉の処理作業をトラクターで行っていたが、その後、行方が分からなくなり、翌日、池の中から遺体で発見された。	ゴルフ場	おぼれ	水
5	4月 17時頃 60人	20歳代 男 作業者	工場内において、派遣労働者と2人でプレス（400t、クランクプレス）加工作業中、被災者が金型内に頭を入れている時、派遣労働者がプレスを起動させ、被災者が頭をプレス機にはさまれ、死亡した。	自動車・同付属品製造業	はさまれ・巻き込まれ	プレス機械
6	6月 13時頃 60人	40歳代 男 作業者	製造した機械装置のメンテナンスのため、同僚と2人で県外の客先へ出張し、調整作業中の機械装置に頭部をはさまれ、死亡した。	機械器具製造業	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械

平成29年死亡災害事例（建設業）

平成29年7月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 店社人数・現場人数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	発注者	事故の 型別	起因物別
1	7月 15時頃 5人	40歳代 男 鳶工	高速道路の橋梁補修工事で使用されていた、地上約33mの高さに設置されていたつり足場の解体作業中、足場用つりチェーンのクランプがはずれ、足場板が傾き、足場板の上に載っていた被災者が33m下の地面に墜落し死亡した。	民間	墜落・転落	足場

平成 29 年度建設業労働災害防止推進月間を迎えるにあたって

～群馬労働局長メッセージ～

建設業労働災害防止推進月間は、平成 8 年から群馬労働局（旧群馬労働基準局）で、建設業における労働災害の防止を目的として実施されて以来、現在までその主旨が継承され、本年度も実施されます。

建設業に携わる皆様方には、日頃より労働災害防止に向けた取組をいただいているところですが、建設業を取り巻く労働環境は、労働者の高齢化や人材不足、さらに未熟練労働者の増加が一層進み、現場の安全衛生管理等に支障を来すことが懸念され、今までに増して効果的な労働災害防止対策の取組が必要となります。

労働災害を防止するためには、事業者および建設現場で働く労働者全員が安全に対する意識や危険感受性を高めることに加え、安全基準や作業手順などの基本的なルールを守り、現場の 4S 活動の推進による職場環境の向上を目指す取組が欠かせません。

このため、本年も「人命尊重」という崇高な基本理念の下、死亡・重大災害ゼロを期すことを目的として、平成 29 年 9 月 1 日から 30 日までの 1 か月間を「平成 29 年度建設業労働災害防止推進月間」として、群馬県内の建設業における労働災害防止に向けた取組を強力に展開します。

つきましては、この「建設業労働災害防止推進月間」を契機に、労働災害防止の重要性について改めて認識を深めていただき、更なる労働災害の減少に向けた活動を実施していただきますようお願いいたします。

群馬労働局長 半田和彦

平成29年度建設業労働災害防止推進月間実施要綱

1 趣旨

平成28年の群馬県内の全産業の労働災害による休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、前年より177名増加し2,359名となり、2年振りに増加に転じてしまいました。

建設業における平成28年の死傷者数は前年より37名減少し209名となり、平成27年から2年連続の減少となりました。また、死亡者数は3名で前年と同数の結果となりました。

建設業の死傷者数を事故の型別にみると依然として「墜落・転落」災害が最も多く、高所作業における安全な作業床、手すりの設置や安全帯の使用などの墜落防止対策の未実施が原因で発生しており、労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が望まれるところです。

このような状況を踏まえ、本年度も9月を「建設業労働災害防止推進月間」と定め、群馬県下一斉に各種取組みを展開し、建設業における労働災害を更に大幅に減少させるとともに死亡・重大災害ゼロを期すこととします。

2 期間 平成29年9月1日から9月30日まで

3 主唱者 群馬労働局、建設業労働災害防止協会群馬県支部

4 実施者 各事業場（建設工事現場）

5 主唱者の実施事項

- (1) 「建設業労働災害防止推進月間」の周知
- (2) 建設業における総合的労働災害防止対策の推進
- (3) 元方事業者による建設現場安全管理指針の普及促進
- (4) 労働災害防止大会の開催、安全表彰の実施
- (5) リスクアセスメントの導入促進
- (6) 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進
- (7) 建設工事現場安全パトロールの実施
- (8) 公共工事発注機関の職員に対する安全教育の実施
- (9) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の普及促進
- (10) 足場先行工法、手すり先行足場組立工法の普及促進
- (11) 土止め先行工法による適切な土止め支保工の普及促進
- (12) メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止対策の推進
- (13) 事業場の実施事項についての指導援助

6 事業場の実施事項

- (1) 「建設業労働災害防止推進月間」の周知
- (2) 建設工事現場安全パトロールの実施
- (3) 工事現場における安全衛生自主点検の実施
- (4) リスクアセスメントの実施
- (5) 安全施工サイクル活動の実施
- (6) 基本的な労働災害防止対策の徹底
 - ア 足場等からの墜落防止措置の徹底及び安全带等の使用の徹底とハーネス型安全带の普及・促進
 - イ 建設機械、移動式クレーン等の転倒及び接触災害防止のための作業計画の確立
 - ウ 明り掘削における地山の崩壊災害防止のための土止め支保工設置の徹底
 - エ 熱中症、酸素欠乏症等の防止の徹底
 - オ 作業主任者の選任とその職務の励行
 - カ 石綿等取扱作業・除染作業等の危険有害業務従事者特別教育の実施
 - キ 安全衛生教育の実施
 - ク メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止の徹底
- (7) 作業者の安全意識の高揚
 - ア ヒヤリ・ハット事例、災害事例の分析、検討
 - イ 危険予知活動の実施
 - ウ 安全改善提案制度の導入
 - エ 優良労働者・職長の顕彰の実施
- (8) 交通労働災害防止活動の実施
- (9) 事業場の自主的な安全衛生活動の取組の実施

7 公共工事発注機関の実施事項

- (1) 発注工事に係る災害防止のための指導
- (2) 建設工事現場安全パトロール等の実施
- (3) 現場監督員に対する安全衛生教育
- (4) 事業場の実施事項についての指導援助

群労基発 0817 第 1 号

平成 29 年 8 月 17 日

県内建設業関係団体の長 あて

群馬労働局労働基準部長

災害復旧工事等における安全対策の確保について（要請）

日頃より労働基準行政の推進、特に労働災害防止の取り組みについてはご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて本年 8 月に入り例年になく降雨量が多く、特に土木工事については、地山に緩みが生じ斜面崩壊等の危険性が高まります。また、今後台風シーズンを迎えるにあたり、台風等の影響により災害復旧工事等が生じた場合、斜面等が再度崩壊するなどの危険も想定されることから、建設工事等に関わる労働者の土砂崩壊災害防止対策等の徹底を図る必要があります。

つきましては、下記の事項を踏まえ、土砂崩壊災害防止対策や土石流災害防止対策等に十分留意した施工が行われるよう、貴団体会員等に対して周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、平成 27 年 6 月 29 日付け基安安発 0629 第 1 号「『斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン』の策定について」を別添 1、平成 10 年 3 月 23 日付け基発第 120 号「土石流による労働災害防止のためのガイドラインの策定について」を別添 2 として添付するので、参考にしてください。

記

1 土砂崩壊災害防止対策

- (1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、降雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（昭和 47 年労

働省令第 32 号) (以下「安衛則」という。) 第 355 条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 土砂崩壊による災害の防止には、亀裂の進展、連続した小石の落石等の崩壊の兆候を感知することが重要であるので、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の「変状時点検表」(別添 1 の別紙 3) を活用し、斜面の状態を適切に点検すること。
- (4) 掘削の作業に当たっては、安衛則第 358 条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- (5) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第 361 条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (6) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)から(5)に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

2 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、安衛則第 575 条の 9 に基づき、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。
- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を設定し、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。
- (3) 土石流等の発生を検知するため、土石流検知機器をその特性、地形条件、管理操作性等に十分留意し選定すること。また、必要に応じ監視カメラを併用すること。検知機器の設置場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 河川の状況に応じ支川において発生・流下してくる土石流を監視できること。
 - イ 検知機器の設置場所から作業場所まで土石流が到達するまでに全ての労働者が退避できること。
 - ウ 検知機器の点検を適切に実施すること。

(4) 土石流の前兆として小石の落石、河川の水量の増加が発生することがあるので、これに留意すること。また、土砂災害警戒情報を常時確認するとともに、降雨量を把握し、土石流災害が発生するおそれが高まった場合には直ちに作業を中止し、速やかに安全な場所に退避すること。

なお、一般に土石流は表層崩壊によるものが多いが、深層崩壊による土石流は斜面が森林であっても発生することがあることから、上流が森林であっても十分に警戒すること。

(5) 安衛則第 575 条の 14 及び安衛則第 575 条の 15 に基づき、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。

(参考)

別添 1 及び別添 2 のインターネット掲載アドレス

「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について
<https://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-56/hor1-56-39-1-0.htm>

土石流による労働災害防止のためのガイドラインの策定について
<https://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-39/hor1-39-4-1-0.htm>

「職場の健康診断強化月間」の取組について

○取組の趣旨

平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014において、「健診受診率の向上」が目標として掲げられた。その達成のため、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底し、労働衛生週間準備期間である9月を職場の健康診断強化月間と位置づけ、集中的・重点的な指導を行うこととした。

○期間

平成29年9月1日～30日（全国労働衛生週間準備月間）

○取組の内容

1 事業場に対する集団指導、個別指導等について

（1）対象事業場

- ア 強化月間中に実施を予定している安全衛生関係に係る全ての集団指導の対象事業場
- イ 強化月間中に実施を予定している全ての個別指導の対象事業場

（2）指導等の重点事項

指導等に当たっては、以下の事項を重点的に行う。

- ア 健康診断の実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底、健康診断結果の記録の保存の徹底
- イ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ウ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- エ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2 事業場に対する周知について

1の取組のほか、以下のように様々な機会を活用し、健康診断及び事後措置の実施に係る周知や指導等を行う。

- （1）局署の窓口において、事業者の来訪等あらゆる機会を捉え、周知を行う。
- （2）産業保健活動総合支援事業において事業場に対する支援を行う際に、事業者に対する周知を行うよう、産業保健総合支援センターに協力を求めるなどの連携に努める。
- （3）労働災害防止団体や、労使関係団体及び自治体等に協力を要請し、事業者等への周知啓発を推進する。